

地域の自主性・自立性を高める地方税制度研究会
— 報告書 —

平成 24 年 11 月

目 次

はじめに	1
第1章 地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）の導入拡大	
1. 地域決定型地方税制特例措置の創設	4
2. 地域決定型地方税制特例措置の導入拡大の方向性	4
3. 地域決定型地方税制特例措置の導入に当たっての制度的な課題	6
第2章 法定外税の新設・変更への関与の見直し	
1. 「中間取りまとめ」における検討	8
2. 法定外税の現状	8
3. 「法定外税の新設・変更に係る国の関与の必要性」について	10
4. 「手続面の関与」及び「要件面の関与」について	11
5. まとめ	18
第3章 法定税の法定任意税化・法定外税化の検討	
1. 法定税及び法定任意税の現状と問題意識	19
2. 課税団体が無い又は税収が僅少な法定任意税について	20
3. 税収が僅少な法定税について	21
4. 法定外税の法定任意税化について	21
第4章 税率についての課税自主権の拡大	
1. 現状	22
2. 沿革	22
3. 制限税率について	24
4. 一定税率について	25
5. 標準税率について	27
第5章 税務執行面における地方団体の責任	
1. 問題意識	28
2. 現状	28
3. 今後の課題	29
おわりに	31
参考資料	32

制限税率について

定義

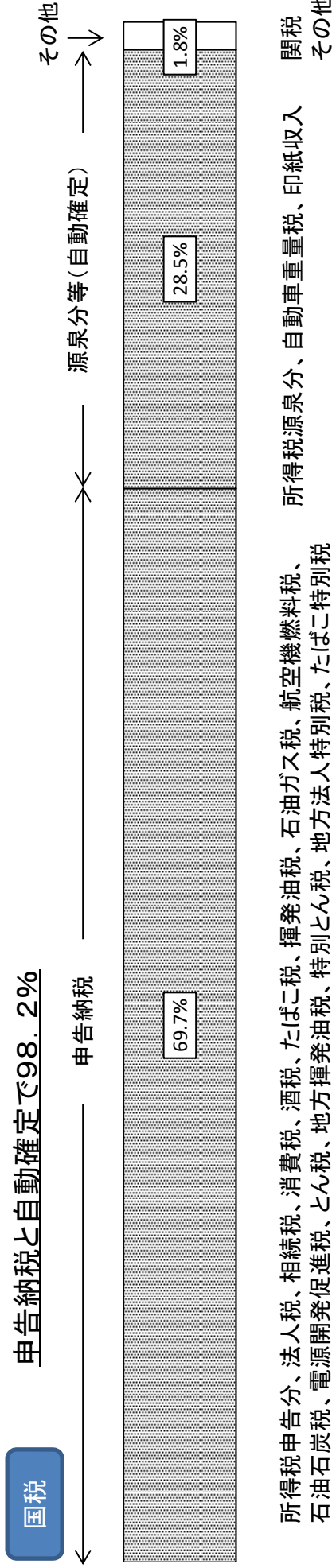
- 制限税率とは「地方税法の定める税率以下の税率によらなければならないもの。」

主な改正経緯

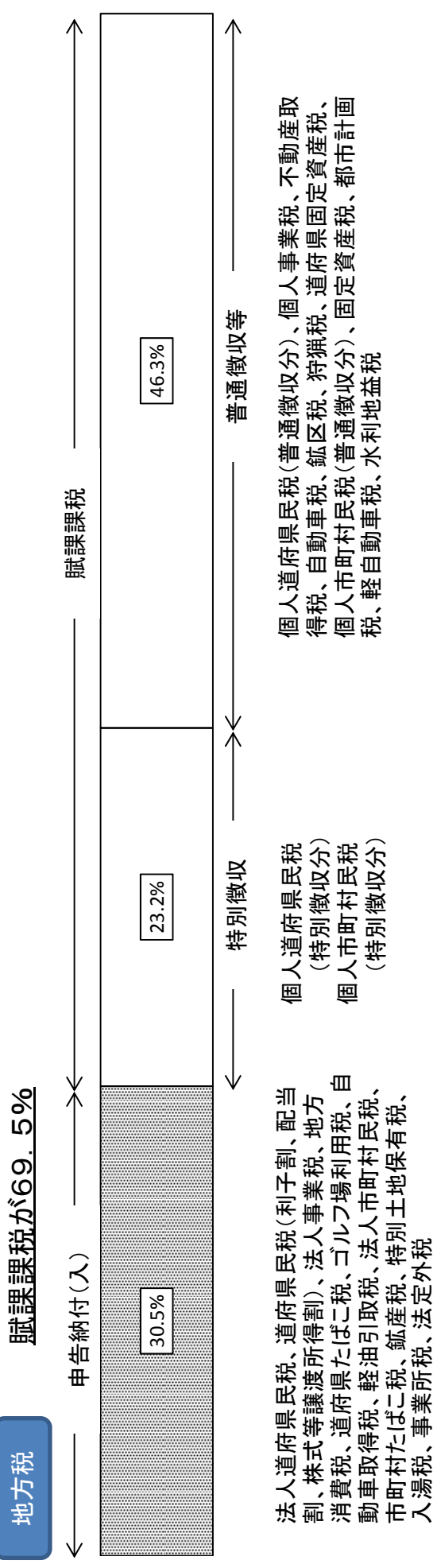
	改正内容	制限税率の異動	
昭和25年	地方税法制定時に制限税率が設定されていた税目 【道府県税】 付加価値税（税制自体が施行されず） 【市町村税】 個人市町村民税（均等割、所得割）、法人市町村民税（均等割）、 固定資産税（昭和26年から）、鉱産税、木材引取税		
昭和29年	固定資産税の制限税率強化	3.0%→2.5%（約1.88倍→約1.67倍）	強化
昭和34年	固定資産税の制限税率強化	2.5%→2.1%（約1.79倍→1.5倍）	
昭和50年	事業税に制限税率導入	標準税率の1.1倍	強化
昭和51年	自動車税・軽自動車税に制限税率導入	標準税率の1.2倍	
昭和52年	娯楽施設利用税に制限税率導入	標準税率の1.2倍	
昭和53年	都市計画税の制限税率緩和	0.2%→0.3%	緩和
昭和59年	法人市町村民税均等割の制限税率を統一	均等割額毎に設定(1.25倍～約1.69倍)→1.2倍	強化
平成10年	個人市町村民税の制限税率を廃止	廃止	緩和 廃止
平成16年	法人事業税の制限税率を緩和 固定資産税の制限税率を廃止	1.1倍→1.2倍 廃止	
平成18年	自動車税・軽自動車税の制限税率を緩和	1.2倍→1.5倍	

地域主権改革
地方分権改革

国税と地方税の確定方式



地方税



(注) 1 平成22年度決算額により算出した。
 2 個人住民税特別徴収分は、「平成22年度市町村税課税状況調」の特別徴収税額をベースにしている。
 3 国税のうち関税及びその他は、申告納税分と賦課課税分の額の内訳が不明であるため、「その他」に分類した。
 4 法定外税は申告納付によるものがほとんどであるため、「申告納付(入)」に分類した。

平成23年度税制改正大綱(抄)

第3章 平成23年度税制改正

1. 納税環境整備

(5) 地方税に関する税務調査手続等の見直し
〔地方税〕

① 税務調査手続

イ 総務省が行う調査手続

地方税に関する総務省が行う調査手続については、国税の見直しと併せて所要の措置を講じます。

ロ 地方自治体が行う調査手続

地方税に関する調査の事前通知、調査終了時の手続については、地域主権改革の観点に立つべきこと及び地方税の課税団体が多数にのぼりその規模も様々であることなどを踏まえ、全地方自治体に同様の対応を一律に義務付けるのではなく、各地方自治体において適切に対応することができるよう、国税における取扱いについて情報提供を十分に行います。

ハ 上記イ及びロ共通

その他国税の見直しと併せて所要の措置を講じます。

② 更正の請求

イ 納税者の救済と課税の適正化とのバランス、制度の簡素化の観点から、

(イ) 納税者が「更正の請求」を行うことができる期間(現行1年)を5年に延長します。

(ロ) 併せて、課税庁が増額更正できる期間(現行3年もの)を5年に延長します。

これにより、基本的に、納税者による修正申告・更正の請求、課税庁による増額更正・減額更正の期間を全て一致させることとします。

(注) 脱税の場合の課税庁による増額更正期間(現行7年)は、現行どおり存置します。

ロ 故意に内容虚偽の更正の請求書を提出した場合を処罰する規定を設けることとします。法定刑は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金とします。

ハ その他国税の見直しと併せて所要の措置を講じます。

③ 理由附記

イ 総務大臣が行う処分に関する手続

地方税に関する総務大臣が行う処分に関する手続については、国税の見直しと併せて所要の措置を講じます。

ロ 地方自治体が行う処分に関する手続

地方税に関する地方自治体が行う処分に関する手続については、全地方自治体に同様の対応を一律に義務付けるのではなく、各地方自治体において適切に対応することができるよう、国税における取扱いについて情報提供を十分に行います。

④ 国税における「納税者権利憲章」の策定を踏まえた対応

地域主権改革の観点を踏まえ、全地方自治体に同様の対応を一律に義務付けるのではなく、各地方自治体において適切に対応することができるよう、国税における取扱いについて情報提供を十分に行います。

⑤ その他所要の措置を講じます。